

岩手県告示第524号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、指定公金事務取扱者に公金事務を令和7年8月1日次のとおり委託した。

令和7年8月29日

岩手県知事 達 増 拓 也

指定公金事務取扱者		委託した公金事務に係る歳入等 又は歳出	指定年月日	委託期間
名 称	住所又は事務所の所在地			
東北フードサービス株式会社	盛岡市上田字岩脇1番地14	岩手県立美術館の観覧券の販売に係る収入金の収納	令和7年8月1日	令和7年8月1日から 令和8年3月31日まで